

令和6年第2回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和6年2月13日(火) 午後2時
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

- 報告第4号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第5号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第6号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について

3 出席した委員

1番 下村 幸男	2番 大和田 一夫	3番 山口 貴士
4番 萩島 一郎	5番 飯塚 利之	6番 浅野 均
7番 塙 佳樹	8番 柴沼 栄	9番 菅谷 幸治
10番 飯島 栄	11番 川村 剛久	12番 岩瀬 守

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

事務局長 坂本 直親	農地係長 室町 直宏	主任 中村 裕一
主事 中野 沙耶香	主事 青木 祐哉	

6 総会の大要 午後2時20分閉会

議 長	<p>只今，出席委員は12名で，欠席委員はなしです。よって，出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。</p> <p>これより，令和6年第2回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，2番 大和田委員，3番 山口委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，ご起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお，退席後，次の議事に入る前には，入室の確認をさせていただきますので，よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは，議事に入ります。</p> <p>報告第4号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第4号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について，ご質問等はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議もないようですので，報告第4号については原案通りといたします。</p> <p>次に，報告第5号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第5号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について，ご質問等はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議もないようですので，報告第5号については原案通りといたします。</p> <p>次に，報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p>

事務局	(報告第6号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、報告第6号については原案通りといたします。それでは議案に入ります。議案第6号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番を、3番 山口委員から説明をお願いします。
山口委員	3番 山口です。議案第6号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の、申請番号1番を説明いたします。去る2月5日、埴委員、菅谷委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田2筆 2,932 m ² です。申請事由は以前より申請地を譲渡人より借りて耕作しており、また、譲渡人には農業後継者がいないため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。農機具も所有しており、調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。 委員の皆様のご審議をお願いいたします。
議長	只今、山口委員から説明がありました。この件につきましてご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第6号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決しました。 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を説明いたします。今月は15件あり、13件は中間管理機構を通しての新規賃借権設定、2件は中間管理機構を通しての新規使用貸借権となります。8番の申請者は認定農業者ではありませんが、4年前から知人から農地を借りて相対で農業を行っています。農機具としてはトラクターを確認しました。耕作予定作物はネギを中心とし、じゃがいも、チンゲン菜、枝豆などで農協への販売を計画しているとのこと。15番の申請者は認定農業者ではございませんが、以前より農業を営んでおり、所有地の他に利用権を設定して農業をしている方となります。 その他詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願います。

議 長	只今、事務局から説明がありました。この件につきましてご質問等ございませんか。
岩瀬委員	確認ですが、受人の貸付、借入合わせた面積に対して貸付面積の割合が5割でも9割でも許可できるのかその辺の確認をしたいのですが。
事務局	借入と貸付の面積割合については特に基準はございません。促進計画に問題がなければ進めております。
議 長	法律上、線がないということですね。
柴沼委員	集約の関係で借りているけれども結果としてそのような数値が貸付に入っていますか。
事務局	集約に関する面積ではなく、あくまで借入と貸付です。
議 長	その他、ご質問はございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は承認することに決しました。 以上で、令和6年第2回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和6年2月13日

議 長

署名人

2 番

3 番